

# 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程

(平成16年4月1日東大規則第35号)

改正 平成17年3月28日東大規則第364号

改正 平成18年3月30日東大規則第125号

改正 平成19年3月26日東大規則第124号

改正 平成20年3月25日東大規則第95号

改正 平成21年3月26日東大規則第90号

改正 平成23年3月28日東大規則第91号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、期間を定めて雇用する短時間勤務有期雇用教職員（東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年規則第34号。以下「短時間勤務有期雇用就業規則」という。）第2条第2項に定めるものを除く。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(特定短時間勤務有期雇用教職員の種類等)

第2条 この規程により雇用することができる特定短時間勤務有期雇用教職員は、次の各号に掲げるもの（特定有期雇用教職員に該当するものを除く。以下同じ。）とする。

- (1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）
- (2) 特任研究員
- (3) 学術支援専門職員
- (4) 学術支援職員
- (5) 特任専門員
- (6) 特任専門職員
- (7) その他別に定める者

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、第2章以下の規定及び別に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用就業規則の規定を準用する。

## 第2章 特任教員

(特任教員の定義等)

第3条 特任教員とは、プロジェクト等（寄付講座又は寄付研究部門を含む。以下同じ。）において教育研究に従事する者をいう。

2 特任教員の選考基準は、東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第3条の規定を準用する。

3 特任教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

(就業に関する特例)

第4条 特任教員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条、第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第5条 特任教員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、予算の状況及び当該特任教員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

(1) 一の会計年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)を限度とする契約期間とする(契約期間が12月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。)。この場合の更新については、4回(採用した日が会計年度の初日でないときは5回)、かつ、採用した日から起算して5年を限度とし、以後更新しない。

(2) 必要に応じ、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、3年を限度として1回に限り契約の更新をすることができる。

(3) 役員会の承認を得たものについては、プロジェクト等の存続期間に限り、5年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、当該プロジェクト等の存続期間に限り、5年を限度として1回に限り契約の更新をすることができる。

2 前項の更新による契約期間終了後は、引き続き採用しないものとする。

3 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満60歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨予告するものとする。

(特任教員の基本給)

第6条 基本給は、別途定める特任教員等時間給表により決定する。ただし、当該時間給表に定める号俸の時間給を超える給与を支給する場合は、役員会の承認を得なければならない。また、教育研究評議会に当該承認を得た旨を報告するものとする。

### 第3章 特任研究員

(特任研究員の定義)

第7条 特任研究員とは、プロジェクト等において、専ら研究に従事する者をいう。

(就業に関する特例)

第8条 特任研究員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条、第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第9条 特任研究員の契約期間及び契約の更新は、第5条の規定を準用する。

(特任研究員の基本給)

第10条 基本給は、別途定める特任教員等時間給表により決定する。ただし、当該時間給表に定める号俸の時間給を超える給与を支給する場合は、役員会の承認を得なければならない。また、教育研究評議会に当該承認を得た旨を報告するものとする。

### 第4章 学術支援専門職員

(学術支援専門職員の定義)

第11条 学術支援専門職員とは、特定のプロジェクト等において高度な知識等を必要とする業務を行う者をいう。

(就業に関する特例)

第12条 学術支援専門職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

(学術支援専門職員の基本給)

第13条 基本給は、別途定める特任教員等時間給表により決定する。ただし、当該時間給表に定める号俸の時間給を超える給与を支給する場合は、役員会の承認を得なければならない。また、教育研究評議会に当該承認を得た旨を報告するものとする。

## 第5章 学術支援職員

(学術支援職員の定義)

第14条 学術支援職員とは、特定のプロジェクト等において必要な業務に従事する技術者等をいう。

(就業に関する特例)

第15条 学術支援職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

(学術支援職員の基本給等)

第16条 基本給は、別途定める学術支援職員時間給表により決定する。

## 第6章 特任専門員

(特任専門員の定義)

第17条 特任専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用する者をいう。

(契約期間)

第17条の2 特任専門員は、3年を限度とする契約期間を定めて雇用する。

(特任専門員の基本給)

第18条 基本給は、別途定める特任専門員等時間給表により決定する。

(特任専門員に支給する給与)

第19条 特任専門員に支給する給与は、前条に掲げる基本給及び通勤手当とする。

## 第7章 特任専門職員

(特任専門職員の定義)

第20条 特任専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(契約期間)

第20条の2 特任専門職員は、3年を限度とする契約期間を定めて雇用する。

(特任専門職員の基本給)

第21条 基本給は、別途定める特任専門員等時間給表により決定する。

(特任専門職員に支給する給与)

第22条 特任専門職員に支給する給与は、前条に掲げる基本給のほか、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当及び夜勤手当とする。

## 第8章 高齢者雇用の特例

(高齢者雇用の特例)

第23条 特に必要と認めた場合には、第5条第3項及び第9条の規定にかかわらず、満60歳に達した後の者を雇用することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(特任教員及びリサーチフェロー等に係る経過措置)

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新又は延長をした特任教員及びリサーチフェロー等については、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する俸給月額及び俸給の調整額は、当分の間、平成17年4月1日現在において適用される教職員給与規則(平成16年規則第12号)による俸給月額及び俸給の調整額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(客員教員に係る経過措置)

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした客員教員については、第5条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職

員就業規程」という。)により雇用されている者のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている者のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

4 前2項の規定の適用を受ける者のうち、特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則（平成17年規則第364号）附則第2項及び特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則（平成19年規則第124号）附則第2項の規定により給与を支給されている者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

（特任助手の特例）

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により特任教員として雇用され、かつ特任助手の称号を付与されている者で、この規則の施行日に契約の更新をする者又はこの規則の施行日前から契約期間が引き続く者については、当該雇用が継続する間、特任助手として雇用することができる。この場合の特任助手の就業に関する事項については、改正後の第2章特任教員の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（特任専門員及び特任専門職員に係る経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。）により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（学術支援職員に係る経過措置）

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした学術支援職員については、第16条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第35号）第6条、第10条及び第13条に定める特任教員等時間給表、第16条に定める学術支援職員時間給表及び第18条及び第21条に定める特任専門員等時間給表については、平成23年4月1日以降、次のとおりとする。

1 第6条、第10条及び第13条関係

特任教員等時間給表

号俸	時間給
1	850
2	892
3	935
4	977
5	1,020
6	1,062
7	1,105
8	1,147
9	1,190
10	1,232
11	1,275
12	1,317
13	1,360
14	1,402
15	1,445
16	1,487
17	1,530
18	1,572
19	1,614
20	1,657
21	1,699
22	1,742
23	1,784
24	1,827
25	1,869
26	1,912
27	1,954
28	1,997
29	2,039
30	2,082

3 1	2, 1 2 4
3 2	2, 1 6 7
3 3	2, 2 0 9
3 4	2, 2 5 2
3 5	2, 2 9 4
3 6	2, 3 3 7
3 7	2, 3 7 9
3 8	2, 4 2 2
3 9	2, 4 6 4
4 0	2, 5 0 7
4 1	2, 5 4 9
4 2	2, 5 9 2
4 3	2, 6 3 4
4 4	2, 6 7 7
4 5	2, 7 1 9
4 6	2, 7 6 2
4 7	2, 8 0 4
4 8	2, 8 4 7
4 9	2, 8 8 9
5 0	2, 9 3 2
5 1	2, 9 7 4
5 2	3, 0 1 7
5 3	3, 0 5 9
5 4	3, 1 0 1
5 5	3, 1 4 4
5 6	3, 1 8 6
5 7	3, 2 2 9
5 8	3, 2 7 1
5 9	3, 3 1 4
6 0	3, 3 5 6
6 1	3, 3 9 9
6 2	3, 4 4 1
6 3	3, 4 8 4
6 4	3, 5 2 6
6 5	3, 5 6 9
6 6	3, 6 1 1
6 7	3, 6 5 4
6 8	3, 6 9 6

69	3,739
70	3,781
71	3,824
72	3,866
73	3,909
74	3,951
75	3,994
76	4,036
77	4,079
78	4,121
79	4,164
80	4,206
81	4,249
82	4,291
83	4,334
84	4,376
85	4,419
86	4,461
87	4,504
88	4,546
89	4,589
90	4,631
91	4,673
92	4,716
93	4,758
94	4,801
95	4,843
96	4,886
97	4,928
98	4,971
99	5,013
100	5,056
101	5,098
102	5,141
103	5,183
104	5,226
105	5,268
106	5,311

107	5,353
108	5,396
109	5,438
110	5,481
111	5,523
112	5,566
113	5,608
114	5,651
115	5,693
116	5,736
117	5,778
118	5,821
119	5,863
120	5,906
121	5,948

単位：円

2 第16条関係

学術支援職員時間給表

号俸	時間給
1	877
2	899
3	921
4	943
5	965
6	987
7	1,009
8	1,030
9	1,052
10	1,074
11	1,096
12	1,118
13	1,140
14	1,162
15	1,184
16	1,206
17	1,228
18	1,250
19	1,272
20	1,294
21	1,315
22	1,337
23	1,359
24	1,381
25	1,403
26	1,425
27	1,447
28	1,469
29	1,491
30	1,513
31	1,535
32	1,557

単位：円

3 第18条及び第21条関係

特任専門員等時間給表

号俸	時間給
1	893
2	952
3	1,012
4	1,071
5	1,131
6	1,191
7	1,250
8	1,310
9	1,369
10	1,429
11	1,488
12	1,548
13	1,607
14	1,667
15	1,727
16	1,786
17	1,846
18	1,905
19	1,965
20	2,024
21	2,084
22	2,143
23	2,203
24	2,263
25	2,322
26	2,382
27	2,441
28	2,501
29	2,560
30	2,620
31	2,679
32	2,739
33	2,799

34	2,858
35	2,918
36	2,977
37	3,037
38	3,096
39	3,156
40	3,215
41	3,275
42	3,334
43	3,394
44	3,454
45	3,513
46	3,573
47	3,632
48	3,692
49	3,751
50	3,811
51	3,870
52	3,930
53	3,990
54	4,049
55	4,109
56	4,168
57	4,228
58	4,287
59	4,347
60	4,406
61	4,466
62	4,526
63	4,585
64	4,645
65	4,704
66	4,764
67	4,823
68	4,883
69	4,942
70	5,002
71	5,062

7 2	5, 1 2 1
7 3	5, 1 8 1
7 4	5, 2 4 0
7 5	5, 3 0 0
7 6	5, 3 5 9
7 7	5, 4 1 9
7 8	5, 4 7 8
7 9	5, 5 3 8
8 0	5, 5 9 8
8 1	5, 6 5 7
8 2	5, 7 1 7
8 3	5, 7 7 6
8 4	5, 8 3 6
8 5	5, 8 9 5
8 6	5, 9 5 5
8 7	6, 0 1 4
8 8	6, 0 7 4
8 9	6, 1 3 3
9 0	6, 1 9 3
9 1	6, 2 5 3
9 2	6, 3 1 2
9 3	6, 3 7 2
9 4	6, 4 3 1
9 5	6, 4 9 1
9 6	6, 5 5 0
9 7	6, 6 1 0
9 8	6, 6 6 9
9 9	6, 7 2 9
1 0 0	6, 7 8 9
1 0 1	6, 8 4 8
1 0 2	6, 9 0 8
1 0 3	6, 9 6 7
1 0 4	7, 0 2 7
1 0 5	7, 0 8 6
1 0 6	7, 1 4 6
1 0 7	7, 2 0 5
1 0 8	7, 2 6 5
1 0 9	7, 3 2 5

1 1 0	7, 3 8 4
1 1 1	7, 4 4 4
1 1 2	7, 5 0 3
1 1 3	7, 5 6 3
1 1 4	7, 6 2 2
1 1 5	7, 6 8 2
1 1 6	7, 7 4 1
1 1 7	7, 8 0 1
1 1 8	7, 8 6 1
1 1 9	7, 9 2 0
1 2 0	7, 9 8 0
1 2 1	8, 0 3 9
1 2 2	8, 0 9 9
1 2 3	8, 1 5 8
1 2 4	8, 2 1 8
1 2 5	8, 2 7 7
1 2 6	8, 3 3 7

単位：円